

令和 2 年 2 月 20 日

令和 2 年広島県議会 2 月定例会議案 (その 1)

広 島 県

令和2年広島県議会2月定例会議案目次（その1）

県第1号	令和2年度広島県一般会計予算	1
県第2号	令和2年度広島県証紙等特別会計予算	17
県第3号	令和2年度広島県管理事務費特別会計予算	20
県第4号	令和2年度広島県公債管理特別会計予算	23
県第5号	令和2年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	27
県第6号	令和2年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算	30
県第7号	令和2年度広島県中小企業支援資金特別会計予算	33
県第8号	令和2年度広島県農林水産振興資金特別会計予算	37
県第9号	令和2年度広島県県営林事業費特別会計予算	40
県第10号	令和2年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算	43
県第11号	令和2年度広島県県営住宅事業費特別会計予算	48
県第12号	令和2年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算	53
県第13号	令和2年度広島県病院事業会計予算	56
県第14号	令和2年度広島県工業用水道事業会計予算	59
県第15号	令和2年度広島県土地造成事業会計予算	62
県第16号	令和2年度広島県水道用水供給事業会計予算	65
県第17号	令和2年度広島県流域下水道事業会計予算	68

県第 1号議案

令和 2 年度広島県一般会計予算

令和 2 年度広島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,090,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県税		339,316,130
	1 県民税	98,045,000
	2 事業税	87,738,000
	3 地方消費税	80,858,000
	4 不動産取得税	8,602,000
	5 県たばこ税	2,839,000
	6 ゴルフ場利用税	659,000
	7 軽油引取税	23,838,000
	8 自動車税	35,907,000
	9 鉾区税	4,000
	10 狩猟税	25,000
	11 産業廃棄物埋立税	698,000
	12 旧法による税	103,130
2 地方消費税清算金		128,482,000
	1 地方消費税清算金	128,482,000
3 地方譲与税		52,532,206
	1 特別法人事業譲与税	49,013,990
	2 地方揮発油譲与税	3,005,000
	3 石油ガス譲与税	148,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	4 自動車重量譲与税	228,000
	5 地方道路譲与税	10
	6 森林環境譲与税	127,206
	7 航空機燃料譲与税	10,000
4 地方特例交付金		1,459,000
	1 地方特例交付金	1,459,000
5 地方交付税		172,754,000
	1 地方交付税	172,754,000
6 交通安全対策特別交付金		600,000
	1 交通安全対策特別交付金	600,000
7 分担金及び負担金		6,286,983
	1 分担金	617,503
	2 負担金	5,669,480
8 使用料及び手数料		10,572,929
	1 使用料	6,325,369
	2 手数料	4,247,560
9 国庫支出金		144,570,378
	1 国庫負担金	100,081,087
	2 国庫補助金	40,912,984
	3 委託金	3,576,307
10 財産収入		5,497,850

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	887,010
	2 財産売却収入	4,610,840
11 寄附金		32,772
	1 寄附金	32,772
12 繰入金		26,217,499
	1 特別会計繰入金	190,255
	2 基金繰入金	26,027,244
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		59,245,852
	1 延滞金、加算金及び過料等	625,531
	2 県預金利子	2,905
	3 貸付金元利収入	43,123,592
	4 受託事業収入	3,182,902
	5 収益事業収入	4,695,940
	6 利子割精算金収入	1
	7 雑入	7,614,981
15 県債		142,932,400
	1 県債	142,932,400
歳 入 合 計		1,090,500,000

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 議会費		2,137,954
	1 議会費	2,137,954
2 総務費		63,934,356
	1 総務管理費	36,137,522
	2 企画費	7,393,795
	3 地域振興費	6,513,593
	4 徴税費	9,014,220
	5 選挙費	56,621
	6 防災費	2,437,970
	7 統計調査費	1,958,026
	8 人事委員会費	201,379
	9 監査委員費	221,230
3 民生費		129,615,017
	1 社会福祉費	94,802,277
	2 児童福祉費	33,781,449
	3 生活保護費	383,050
	4 災害救助費	648,241
4 衛生費		79,932,117
	1 公衆衛生費	60,004,749

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環境衛生費	2,655,692
	3 環境保全費	3,636,623
	4 保健所費	1,878,813
	5 医薬費	9,156,368
	6 病院費	2,599,872
	5 労働費	3,121,034
	1 労政費	366,292
	2 職業訓練費	2,019,982
	3 雇用対策費	581,152
	4 労働委員会費	153,608
	6 農林水産業費	31,498,715
	1 農業費	7,173,721
	2 畜産業費	891,467
	3 水産業費	2,383,413
	4 農地費	7,653,643
	5 林業費	13,396,471
	7 商工費	54,124,937
	1 商業費	2,484,677
	2 工鉱業費	50,446,249
	3 観光費	1,194,011
8 土木費	121,555,057	

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	12,802,677
	2 道路橋梁費	44,433,676
	3 河川海岸費	47,532,853
	4 港湾費	9,182,929
	5 都市計画費	6,252,088
	6 住宅費	33,945
	7 空港費	1,316,889
9 警察費		63,355,939
	1 警察管理費	58,996,734
	2 警察活動費	4,359,205
10 教育費		194,785,209
	1 教育総務費	29,913,404
	2 小学校費	55,938,968
	3 中学校費	33,404,817
	4 高等学校費	51,796,811
	5 特別支援学校費	16,587,222
	6 大学費	5,410,561
	7 社会教育費	1,352,242
	8 保健体育費	381,184
11 災害復旧費		43,048,376
	1 農林水産施設災害復旧費	17,015,803

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 土木施設災害復旧費	25,785,684
	3 公共施設災害復旧費	155,792
	4 教育施設災害復旧費	91,097
12 公債費		143,188,166
	1 公債費	143,188,166
13 諸支出金		159,803,123
	1 地方消費税清算金	79,574,000
	2 個人県民税所得割交付金	233,000
	3 利子割交付金	449,000
	4 配当割交付金	1,832,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	923,000
	6 法人事業税交付金	3,882,000
	7 地方消費税交付金	65,155,000
	8 ゴルフ場利用税交付金	485,000
	9 自動車取得税交付金	94
	10 環境性能割交付金	1,393,000
	11 軽油引取税交付金	5,877,000
	12 利子割精算金	29
14 予備費		400,000
	1 予備費	400,000
歳 出 合 計		1,090,500,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度における地方債の共同発行によって生じる連帯債務（共同発行市場公募地方債）	令和2年度から 令和12年度まで	元金1,206,000,000千円及びこれに対する利子相当額
広報紙・テレビ広報番組制作等委託事業	令和3年度	107,001
地方機関庁舎耐震化等整備事業	令和3年度	293,785
広島県立総合体育館施設修繕事業	令和3年度	55,755
広島県総合グランド改修事業	令和3年度	184,810
廃棄物排出抑制・リサイクル関連研究開発費助成事業	令和3年度から 令和4年度まで	40,000
廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費助成事業	令和3年度	300,000
生活排水処理対策推進事業	令和6年度から 令和42年度まで	17,966
私学振興資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和11年度まで	私学振興資金の融資に対し年1.0パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 14,242
県立医療型障害児入所施設整備事業	令和3年度から 令和5年度まで	4,971,454
東部こども家庭センター一時保護所増改築事業	令和3年度	42,212
広島県医師育成奨学金事業	令和2年度から 令和8年度まで	288,000
離転職者委託訓練事業	令和3年度	81,464
障害者就職支援事業	令和3年度	291
奨学金返済支援事業	令和3年度から 令和4年度まで	28,380

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ひろしまブランド推進事業	令和3年度から 令和4年度まで	9,600
創業・新事業展開等支援事業	令和3年度	15,000
広島県信用保証協会の損失補償	令和2年4月1日から 令和18年7月31日まで	199,000
広島県信用保証協会の無担保スピード保証融資に対する損失補償	令和2年4月1日から 令和13年7月31日まで	82,000
広島県中小企業共済協同組合に対する共済金の貸付	令和2年度	300,000
医療関連産業クラスター形成事業	令和3年度	15,000
イノベーション人材等育成・確保支援事業	令和3年度から 令和7年度まで	123,900
企業立地促進対策事業	令和3年度から 令和10年度まで	1,228,540
農業近代化資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和18年度まで	農業近代化資金融通法に基づく融資に対し年1.65パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 34,498
農業振興資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和12年度まで	農業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年1.517パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 5,575
農業経営改善促進資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和6年度まで	農業経営改善促進資金の融資に対し年1.875パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 189
漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年1.65パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 112,077
漁業振興資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和13年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資等に対し年1.925パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 4,368

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
リース漁船等導入事業に係る漁業近代化資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和23年度まで	漁業近代化資金融通法に基づく融資に対し年1.1パーセントの範囲で行う利子補給 利子補給限度額 18,757
沖美外2地区基幹水利施設補修事業	令和3年度	396,000
東高屋外5地区圃場整備事業	令和3年度	660,000
芸北3期地区広域営農団地農道整備事業	令和3年度から 令和5年度まで	2,700,000
安芸灘2期地区基幹農道整備事業	令和3年度	500,000
大崎東地区畑地帯総合整備事業	令和3年度	90,000
農地海岸維持管理業務委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	600
大水口池外6地区溜池等整備事業	令和3年度	730,000
森林整備活性化資金に係る造林資金及び林業経営安定資金の融資に対する利子補給	令和3年度から 令和32年度まで	株式会社日本政策金融公庫法に基づく融資に対し年1.3パーセントの範囲内で行う利子補給 利子補給限度額 1,890
前境外7地区治山激甚災害対策特別緊急事業	令和3年度	160,000
漁港維持管理業務委託事業	令和2年度から 令和3年度まで	4,400
広島県土地開発公社が行う公共用地先行取得事業に要する経費	令和3年度から 令和6年度まで	830,000
建設技術者等緊急雇用助成事業	令和3年度	11,100
「地方道路公社法」第28条の規定による広島高速道路公社に対する債務保証	令和2年度から 令和22年度まで	16,089,280
一般国道186号道路災害防除事業	令和3年度から 令和4年度まで	300,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一般国道487号道路災害防除事業	令和3年度	102,000
主要地方道東広島向原線道路災害防除事業	令和3年度	170,000
一般国道432号道路改良事業	令和3年度	50,000
主要地方道吉田豊栄線道路改良事業	令和3年度から 令和4年度まで	2,200,000
主要地方道呉平谷線道路改良事業	令和3年度	200,000
主要地方道鞆松永線道路改良事業	令和3年度	150,000
主要地方道福山沼隈線道路改良事業	令和3年度	300,000
主要地方道志和インター線道路改良事業	令和3年度	110,000
一般県道広島海田線道路改良事業	令和3年度	300,000
一般県道津之郷山守線道路改良事業	令和3年度から 令和5年度まで	1,870,000
道路事業（単独）	令和3年度	1,700,000
道路巡視業務委託事業	令和2年度から 令和4年度まで	540,000
道路維持管理業務委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	755,000
一級河川福川河川改修費	令和3年度から 令和4年度まで	250,000
二級河川堺川河川改修費	令和3年度	200,000
二級河川岡ノ下川河川改修費	令和3年度	100,000
二級河川手城川河川改修費	令和3年度	81,200
一級河川京橋川高潮対策事業	令和3年度	100,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
一級河川猿猴川高潮対策事業	令和 3 年 度	100,000
一級河川三篠川河川災害関連事業	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	3,110,000
二級河川沼田川河川激甚災害対策特別緊急事業	令和 3 年 度	600,000
河川事業（単独）	令和 3 年 度	500,000
河道浚渫事業	令和 3 年 度	300,000
護岸等修繕事業	令和 3 年 度	170,000
河川維持管理業務委託事業	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	50,000
砂防激甚災害対策特別事業	令和 3 年 度	1,575,000
砂防事業（単独）	令和 3 年 度	250,000
砂防維持管理業務委託事業	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	8,000
海岸維持管理業務委託事業	令和 3 年 度	20,000
国際拠点港湾広島港修築事業	令和 3 年 度	1,583,000
重要港湾尾道糸崎港修築事業	令和 3 年 度	300,000
みなとの賑わいづくり事業	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	312,000
小用港港整備交付金事業	令和 3 年 度	153,000
港湾事業（単独）	令和 3 年 度	390,000
港湾維持管理業務委託事業	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	111,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に要する経費	令和3年度から 令和6年度まで	1,500,000
広島県土地開発公社が行う国土交通省所管補助事業（街路）の用に供するための公共用地の取得に対する債務保証	令和2年度から 令和6年度まで	1,500,000
広島市東部地区連続立体交差事業	令和3年度から 令和12年度まで	21,000,000
青崎畝線街路事業	令和3年度から 令和4年度まで	1,100,000
栗柄広谷線街路事業	令和3年度	50,000
街路事業（単独）	令和3年度	200,000
広島県立みよし公園設備改修事業	令和3年度	52,500
建築基準法等施行費	令和3年度	7,160
土木施設災害復旧事業	令和3年度	1,000,000
交番・駐在所整備事業	令和3年度	114,711
広島南警察署整備事業	令和3年度	117,783
放置違法駐車対策事業	令和3年度から 令和5年度まで	541,278
広島叡智学園中学校・高等学校整備事業	令和3年度	405,093
県立学校施設整備事業	令和3年度	1,683,258
県立特別支援学校通学対策事業	令和2年度から 令和7年度まで	201,920

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	39,144,800	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
補助災害復旧事業	11,566,200	同上	同上	同上
単独災害復旧事業	1,155,200	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	1,532,700	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業	203,700	同上	同上	同上
公共施設等管理事業	1,523,800	同上	同上	同上
自然公園等整備事業	69,700	同上	同上	同上
医療施設整備事業	26,400	同上	同上	同上
県立広島大学整備事業	378,500	同上	同上	同上
高等技術専門学校整備事業	5,100	同上	同上	同上
漁港改良事業	21,900	同上	同上	同上
広島高速道路公社出資	1,325,000	同上	同上	同上
都市生活環境整備特別対策事業	31,200	同上	同上	同上
港湾改良事業	1,084,200	同上	同上	同上
交番・駐在所庁舎建設事業	79,600	同上	同上	同上
交通安全施設整備事業	633,500	同上	同上	同上
警察施設整備事業	68,700	同上	同上	同上
私立学校施設耐震化整備事業	66,000	同上	同上	同上

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業	26,200	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合併特例事業	1,380,800	同上	同上	同上
防災対策事業	19,275,100	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	9,764,400	同上	同上	同上
臨時高等学校整備事業	1,728,400	同上	同上	同上
水道用水供給事業出資	1,041,900	同上	同上	同上
広島高速道路公社特別転貸	1,325,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付事業	400	同上	0	同上
臨時財政対策	44,674,000	同上	8.5以内	同上
退職手当	4,800,000	同上	同上	同上
合計	142,932,400			

県第 2号議案

令和 2 年度広島県証紙等特別会計予算

令和 2 年度広島県証紙等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,876,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 証紙収入		25,000
	1 証紙収入	24,999
	2 繰越金	1
2 証紙代金収納計器収入		2,851,130
	1 証紙代金収納計器収入	2,851,129
	2 繰越金	1
歳 入 合 計		2,876,130

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 証紙繰出金		25,000
	1 証紙繰出金	25,000
2 証紙代金収納計器繰出金		2,851,130
	1 証紙代金収納計器繰出金	2,851,130
歳 出 合 計		2,876,130

県第 3号議案

令和 2 年度広島県管理事務費特別会計予算

令和 2 年度広島県管理事務費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 600,048千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管理事務費収入		600,048
	1 繰越金	1
	2 諸収入	600,047
歳 入 合 計		600,048

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 管理事務費		600,048
	1 用品調達費	397,787
	2 通信管理費	202,261
歳 出 合 計		600,048

県第 4号議案

令和 2 年度広島県公債管理特別会計予算

令和 2 年度広島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 282,575,350千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公債管理収入		282,575,350
	1 財産収入	759,057
	2 繰入金	186,116,293
	3 県債	95,700,000
歳 入 合 計		282,575,350

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 公債管理費			282,575,350
	1 公債管理費		282,575,350
歳 出 合 計			282,575,350

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換	95,257,000	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
県営住宅事業費特別会計借換	443,000	同上	同上	同上
合計	95,700,000			

県第 5号議案

令和2年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

令和2年度広島県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ532,390千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉資金収入		532,390
	1 繰入金	3,005
	2 繰越金	335,758
	3 諸収入	193,627
歳 入 合 計		532,390

歳 出			(単位：千円)
款	項	金 額	
1 母子・父子・寡婦福祉資金		532,390	
	1 母子・父子・寡婦福祉費	532,390	
歳 出 合 計		532,390	

県第 6号議案

令和 2 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算

令和 2 年度広島県国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ237,750,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費収入		237,750,975
	1 分担金及び負担金	69,435,322
	2 国庫支出金	63,758,809
	3 療養給付費等交付金	1,078
	4 前期高齢者交付金	87,452,831
	5 共同事業交付金	209,487
	6 財産収入	318
	7 繰入金	14,144,388
	8 繰越金	2,748,742
歳 入 合 計		237,750,975

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		237,750,975
	1 総務費	7,594
	2 国民健康保険運営費	237,172,861
	3 保健事業費	20,000
	4 基金積立金	553
	5 諸支出金	549,967
歳 出 合 計		237,750,975

県第 7号議案

令和 2 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算

令和 2 年度広島県中小企業支援資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,034,744千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 中小企業支援資金収入		1,034,744
	1 繰入金	107,050
	2 繰越金	14,262
	3 諸収入	569,432
	4 県債	344,000
歳 入 合 計		1,034,744

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 中小企業支援資金		1,034,744
	1 貸付金	451,049
	2 諸支出金	583,695
歳 出 合 計		1,034,744

第2表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業支援資金	344,000	証書借入	4.1以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の定めるところによる。
合 計	344,000			

県第 8号議案

令和 2 年度広島県農林水産振興資金特別会計予算

令和 2 年度広島県農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,095千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金収入		6,514
	1 繰入金	1
	2 繰越金	6,417
	3 諸収入	96
2 林業・木材産業改善資金収入		1,573
	1 繰入金	1
	2 繰越金	1,571
	3 諸収入	1
3 沿岸漁業改善資金収入		2,008
	1 繰入金	2
	2 繰越金	1,494
	3 諸収入	512
歳 入 合 計		10,095

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 農業改良資金		6,514
	1 農業改良資金	6,514
2 林業・木材産業改善資金		1,573
	1 林業・木材産業改善資金	1,573
3 沿岸漁業改善資金		2,008
	1 沿岸漁業改善資金	2,008
歳 出 合 計		10,095

県第 9号議案

令和 2 年度広島県県営林事業費特別会計予算

令和 2 年度広島県県営林事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 550,752千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営林事業費収入		550,752
	1 国庫支出金	14,465
	2 財産収入	348,752
	3 繰入金	155,167
	4 繰越金	29,579
	5 諸収入	2,789
歳 入 合 計		550,752

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 県営林事業費		550,752
	1 県営林事業費	550,752
歳 出 合 計		550,752

県第10号議案

令和2年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算

令和2年度広島県港湾特別整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,105,574千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 港湾特別整備事業収入		12,105,574
	1 分担金及び負担金	224,033
	2 使用料及び手数料	2,579,630
	3 財産収入	697,072
	4 繰入金	1,676,534
	5 繰越金	1
	6 諸収入	39,504
	7 県債	6,888,800
歳 入 合 計		12,105,574

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
1 港湾特別整備事業費		12,105,574
	1 公債費	6,755,264
	2 広島港費	4,037,732
	3 福山港費	602,441
	4 尾道糸崎港費	55,622
	5 地方港湾費	135,000
	6 諸支出金	502,159
	7 漁港費	17,356
歳 出 合 計		12,105,574

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
<p>厳島港宮島口地区上屋建設事業</p>	<p>令和3年度から 令和4年度まで</p>	<p>271,100</p>

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾特別整備事業	6,888,800			
広島港整備事業	5,439,500	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
福山港整備事業	730,800	同上	同上	同上
尾道糸崎港整備事業	286,900	同上	同上	同上
地方港湾整備事業	431,600	同上	同上	同上
合 計	6,888,800			

県第11号議案

令和2年度広島県県営住宅事業費特別会計予算

令和2年度広島県県営住宅事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,040,609千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業収入		5,040,609
	1 分担金及び負担金	40
	2 使用料及び手数料	3,141,620
	3 国庫支出金	661,759
	4 財産収入	2,474
	5 繰入金	349,335
	6 繰越金	20,007
	7 諸収入	2,374
	8 県債	863,000
歳 入 合 計		5,040,609

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅事業費		4,048,700
	1 県営住宅事業費	4,048,700
2 公債費		991,909
	1 公債費	991,909
歳 出 合 計		5,040,609

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
県営住宅管理システム開発運用業務	令和3年度から 令和8年度まで	58,350
住宅改修事業	令和3年度	69,380
住宅建設事業	令和3年度から 令和4年度まで	1,301,999

第3表 地方債

(単位：千円、%)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
住宅建設事業	863,000	証書借入及び証券発行	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
合 計	863,000			

県第12号議案

令和2年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算

令和2年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 425,042千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金収入		425,042
	1 繰越金	111,813
	2 諸収入	313,229
歳 入 合 計		425,042

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 高等学校等奨学金		425,042
	1 高等学校等奨学金	425,042
歳 出 合 計		425,042

令和2年度広島県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度広島県病院事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	院	数	2	病院
(2)	病	床	数	798	床
(3)	年	間	患	者	数
		入			院
				234,789	人
		外			来
				329,187	人
(4)	一	日	平	均	患
		入			院
				643	人
		外			来
				1,355	人
(5)	主	要	な	建	設
		改	良	事	業
		県	立	広	島
		病	院	整	備
		事	業		
				267,083	千円
		機	械	器	具
		及	び	備	品
		整	備	費	
				780,549	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入
第1款	病	院	事	業	収
				益	
				27,620,374	千円
第1項	医	業	収	益	
				25,479,518	千円
第2項	医	業	外	収	益
				2,110,856	千円
第3項	特	別	利	益	
				30,000	千円
				支	出
第1款	病	院	事	業	費
				用	
				27,558,259	千円
第1項	医	業	費	用	
				27,041,141	千円

第2項	医 業 外 費 用	482,118 千円
第3項	特 別 損 失	35,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,791,562千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 666千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,790,896千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,931,034 千円
第1項	企 業 債	1,044,500 千円
第2項	出 資 金	1,741 千円
第3項	負 担 金	856,665 千円
第4項	そ の 他 雑 収 益	28,128 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	3,722,596 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,098,496 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,498,185 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	125,915 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 県立病院の施設の整備等資金に充てるため。

限 度 額 1,044,500千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和2年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13,248,892 千円

(2) 交際費 540 千円

(他会計からの補助金)

第8条 病院運営助成及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、849,529千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,585,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

令和2年度広島県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度広島県工業用水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年 間 総 給 水 量	126,541,180	m ³
(2)	一 日 平 均 給 水 量	346,688	m ³
	工 業 用 水 道	264,688	m ³
	上 水 道	82,000	m ³
(3)	給 水 対 象 事 業 所 数	39	件
	工 業 用 水 道	35	件
	上 水 道	4	件
(4)	主 要 な 建 設 改 良 事 業		
	太田川東部工業用水道事業	406,214	千円
	沼田川工業用水道事業	260,270	千円
	太田川東部工業用水道第2期事業	64,386	千円
	太田川東部工業用水道第2期拡張事業	1,042,958	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	工 業 用 水 道 事 業 収 益	3,075,311	千円
第1項	営 業 収 益	2,917,982	千円
第2項	営 業 外 収 益	157,329	千円
		支 出	
第1款	工 業 用 水 道 事 業 費 用	2,935,566	千円
第1項	営 業 費 用	2,810,564	千円

第2項	営業外費用	121,002千円
第3項	予備費	4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 875,696千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 131,132千円、過年度分損益勘定留保資金 431,818千円及び当年度分損益勘定留保資金 312,746千円で補填するものとする。）。

収入

第1款	資本的収入	1,522,777千円
第1項	企業債	1,190,900千円
第2項	工事負担金	203,780千円
第3項	受託金	128,096千円
第4項	関連収入	1千円

支出

第1款	資本的支出	2,398,473千円
第1項	建設改良費	1,774,380千円
第2項	企業債償還金	590,293千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	33,800千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
太田川東部工業用水道事業	令和3年度から 令和5年度まで	1,854,841千円
沼田川工業用水道事業	令和3年度	255,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限度額 1,190,900千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和2年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 271,050 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第15号議案

令和2年度広島県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度広島県土地造成事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	土	地	売	却		
		土	地	売	却	収益
						3,238,000 千円
		本	郷	地	区	
						153,800 m ²
(2)	土	地	造	成	事	業
		土	地	造	成	事業費
						2,266,144 千円
		箕	島	地	区	土
						地
						造成
						168,586 千円
		本	郷	地	区	土
						地
						造成
						2,057,558 千円
		開	発	整	備	推
						進
						40,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				収	入	
第1款	土	地	造	成	事	業
						収益
						3,304,052 千円
第1項	営	業	収	益		
						3,238,000 千円
第2項	営	業	外	収	益	
						66,052 千円
				支	出	
第1款	土	地	造	成	事	業
						費用
						3,384,379 千円
第1項	営	業	費	用		
						3,313,286 千円
第2項	営	業	外	費	用	
						70,093 千円
第3項	予	備	費			
						1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,011,925千円は、過年度分損益勘定

留保資金 1,011,925千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,533,186 千円
第1項	企 業 債	838,600 千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	395,670 千円
第3項	工 事 負 担 金	19,950 千円
第4項	受 託 金	278,965 千円
第5項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,545,111 千円
第1項	土 地 造 成 費	2,266,144 千円
第2項	受 託 工 事 費	278,967 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
箕 島 地 区 土 地 造 成 事 業	令 和 3 年 度	86,909 千円
本 郷 地 区 土 地 造 成 事 業	令 和 3 年 度	330,121 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 土地造成等資金に充てるため。

限 度 額 838,600千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和2年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 94,228千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 処分する資産

地区別	区分	種類	名称	数量	処分の態様	所在地
箕島地区	土地及び	雑種地		41,438 m ²	売却	福山市箕沖町
		公共用地		35,014 m ²	譲与	
		工作物	附属施設	1式	譲与	

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯崎英彦

県第16号議案

令和2年度広島県水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度広島県水道用水供給事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	80,666,095 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	221,003 m ³
(3) 給 水 対 象 事 業 所 数	15 件
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
広島水道用水供給施設建設事業	5,553,037 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	203,345 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	812,747 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道用水供給事業収益		11,550,813 千円
第1項 営 業 収 益		10,500,315 千円
第2項 営 業 外 収 益		1,050,498 千円
	支 出	
第1款 水道用水供給事業費用		9,467,078 千円
第1項 営 業 費 用		8,804,765 千円
第2項 営 業 外 費 用		659,313 千円
第3項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 6,293,698千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 471,696千円、建設改良積立金 2,047,954千円、過年度分損益勘定留保資金 1,022,992千円及び当年度分損益勘定

留保資金 2,751,056千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	2,436,669 千円
第1項	出 資 金	1,041,900 千円
第2項	固 定 資 産 売 却 代 金	14,031 千円
第3項	補 助 金	1,187,994 千円
第4項	工 事 負 担 金	39,644 千円
第5項	受 託 金	153,099 千円
第6項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	8,730,367 千円
第1項	建 設 改 良 費	6,569,410 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,157,257 千円
第3項	補 助 金 返 還 金	3,700 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設建設工事	令和3年度から 令和5年度まで	4,458,684 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和3年度	906,893 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 734,451 千円
- (2) 交 際 費 150 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

県第17号議案

令和2年度広島県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度広島県流域下水道事業会計予算は、次条以下に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	流 域 関 連 市 町 数	9 市町
(2)	年 間 総 処 理 水 量	81,614,000 m ³
(3)	一 日 平 均 処 理 水 量	223,600 m ³
(4)	建 設 改 良 事 業	
	太 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	331,363 千円
	芦 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	301,632 千円
	沼 田 川 流 域 下 水 道 建 設 事 業	529,040 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	流 域 下 水 道 事 業 収 益	8,973,071 千円	
第1項	営 業 収 益	5,312,656 千円	
第2項	営 業 外 収 益	3,660,415 千円	
		支 出	
第1款	流 域 下 水 道 事 業 費 用	8,949,669 千円	
第1項	営 業 費 用	8,644,982 千円	
第2項	営 業 外 費 用	297,386 千円	
第3項	特 別 損 失	4,301 千円	
第4項	予 備 費	3,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,013,902千円は、当年度分消費税

及び地方消費税資本的収支調整額 29,048千円、過年度分損益勘定留保資金 984,854千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1,580,136 千円
第1項	企 業 債	300,400 千円
第2項	出 資 金	256,938 千円
第3項	補 助 金	749,370 千円
第4項	工 事 負 担 金	273,427 千円
第5項	関 連 収 入	1 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2,594,038 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,162,035 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1,369,019 千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金	62,984 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川流域下水道建設事業	令和3年度	387,124 千円
芦田川流域下水道建設事業	令和3年度から 令和4年度まで	596,644 千円
沼田川流域下水道建設事業	令和3年度から 令和4年度まで	1,668,079 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 建設改良等資金に充てるため。

限 度 額 300,400千円

起債の方法 証書借入及び証券発行。借入時期は令和2年度中とする。ただし、事業の進捗、金融事情その他の都合により企業債の全部又は一部の借入れを翌年度以降に繰り延べることができる。

利 率 年8.5%以下

償還の方法 借入先の融資条件に定めがある場合はこれに従い、その他の場合は知事が定めるところによる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 138,342 千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道事業の経営基盤の強化及び施設整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,468,341千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和2年2月20日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦